

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抄）

■総合教育会議

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 豊川市総合教育会議設置要綱（案）

### （設置目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、教育行政を効果的に推進していくため、豊川市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- （1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること

### （構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### （会議）

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

4 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

### （意見聴取）

第5条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合には、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を教育委員会庶務課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。